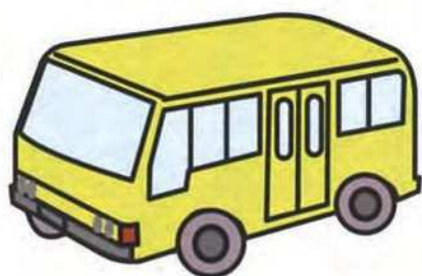


東京都の自動車に関する規制等のあらまし

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (略称 環境確保条例)



目 次

● 粒子状物質排出基準の遵守等……………	1	● アイドリング・ストップの遵守……………	14
● 条例と法律による規制について……………	5	● 粒子状物質等を増大させる燃料の使用禁止・販売禁止…	15
● 東京都自動車公害監察員の設置……………	6	● 自動車販売者による環境情報の説明……………	16
● 低公害・低燃費車の導入義務……………	7	● 条例に規定されている努力義務……………	17
● 自動車環境管理計画書の提出……………	11	● 東京都の各種補助・あっせん制度……………	18

粒子状物質排出基準の遵守等～ディーゼル車の排出ガス規制～

第37条

粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）等の大気汚染物質の発生に、ディーゼル車の排出ガスが大きく影響しています。特にPMについては、呼吸器疾患を招くとともに、発がん性、花粉症等と関係があると言われており、健康に悪影響を与えています。

このようなことから、東京都は、環境確保条例に基づくディーゼル車走行規制を平成15年（2003年）10月から実施しています。さらに、平成18年（2006年）4月から新基準による規制の強化がされています。

ディーゼル車規制の内容

条例で定める粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車は、都内での走行が禁止されています。

対 象 地 域

都内全域（島しょを除く。）

対 象 車 種

ディーゼル車(トラック、バス等)

◎乗用車は、規制の対象外です。
《ナンバープレートの分類番号『3-、5-、7-』》
車検証の用途欄に「乗用」と記載される乗用車は、
規制の対象ではありません。



規制対象車	例 示	ナンバープレートの 分類番号	備 考
貨物自動車	トラック、 バン	1- 4- 6-	◎自家用、事業用の種別を問わない。 ◎小型、普通自動車の種別を問わない。
乗合自動車 (乗車定員11人以上)	バス、 マイクロバス	2- (一部5-、7-)	
特種用途自動車	冷蔵冷凍車、 コンクリート・ミキサー車	8-	◎乗用車タイプをベースにしたものは 規制の対象外

規制への対応

- 1 都の定める粒子状物質排出基準に適合した車両に替えてください。
また、都の指定する低公害・低燃費車を導入するように努めてください（第34条）。

→2、3 ページ

- 2 現在使用している車を続けて使用する場合は、知事が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着してください。なお装置の指定については九都県市（※）で同等の要件を定めています。

→4 ページ

※九都県市とは…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市のことを指します。これらの自治体が連携し、環境保全をはじめとするさまざまな取組を実施しています。

規制の基準値

都の定めている粒子状物質排出基準は、国の新車に対する新短期規制と同じ値となっています。

車両総重量(※1)	PM排出基準値
1.7トン以下	0.052g/km(※2)
1.7トン超～2.5トン以下	0.06g/km(※2)
2.5トン超	0.18g/kWh(※3)

※1 車両総重量とは、車両本体の重量に加え、乗車定員及び最大積載量の荷物を積んだ場合の重量を加算した総重量のことを指します。個々の車両における車両総重量については、車検証をご確認ください。

※2 10・15モードによる測定値

※3 ディーゼル13モードによる測定値

義務の対象者は運行責任者

自動車の購入、配置、整備等自動車の運行に関わる全ての権限を持つ地位にある者です。通常は車検証上の使用者がこれに当たります。

★荷主も義務を負います。(第39条)

貨物の運送や旅客の輸送などを委託する荷主が委託先の自動車の運行ルートや運行時間などを指定し、事実上、運行責任者と同様に自動車の運行を支配する場合があります。このような場合、荷主も条例に違反するディーゼル車が使用されないようにする義務を負います。

貨物の輸送：(例) コンビニエンスストアや大規模小売店舗等の商品配送、石油等の燃料輸送

旅客の輸送：(例) 会社・学校の送迎バス、コミュニティバス

条例違反には

- 1 運行責任者** 違反車両の運行禁止命令を出します。運行禁止命令に従わないときには、違反者の公表や罰則（50万円以下の罰金）を受けることがあります。
- 2 荷主** 貨物の受託者に、条例を遵守する自動車の使用を指示することなど、必要な措置をとることを勧告します。勧告に従わない場合には、違反者の公表を受けることがあります。



自分の車が規制対象車なのか知りたい

まず、自動車検査証（車検証）の内容を確認してください。

型式とは・・・

自動車検査証の型式欄に記載されたアルファベット記号（例：KC-）

自動車検査証

（抜粋）

自動車登録番号又は車両番号 自動車予備検査証番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別／適合	車体の形状			
品川 ○○ た ××××	平成8年9月26日	平成8年9月	普通	貨物	事業用	トラック			
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
×××× ディーゼルトラック			3人	2000kg		2180kg		4345kg	
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	後軸重	後軸重
△△45□□12345			469cm	170cm	197cm				
型 式	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号		
KC-××××	P F 6		469KwL	軽 油					

あなたの車をチェック！

燃料の種類は軽油ですか？

NO

①

YES

1、2、4、6、8 ナンバー車ですか？

NO

②

YES

※ 8 ナンバー車で、乗用車タイプをベースにしたものは「NO」

※ 5、7 ナンバー車で、乗合自動車（バス、マイクロバス）は「YES」

型式は何ですか？

★K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-

③

★KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-

④

★KR-、KS-、HY-、HZ-、PA-、PB-、PJ-、PK- 等の新短期規制の型式

★ADG-、BDG-、2PG-、2KG- 等の新長期規制以降の型式

（数字・アルファベットの混合 3 桁）

⑤

判定結果

①②⑤

都内で走行ができます。

③

規制対象の車です。都内での走行はできません。

ただし、規制対象の車両であっても、知事が指定した粒子状物質減少装置を装着している場合は都内での走行が可能です。

④

確認が必要な車です。車両により規制基準を満たさない車が存在します。

詳細については、メーカー（ディーラー）又は都のディーゼル車規制相談窓口（電話：03-5388-3528）へお問合せください。

規制対象車を都内走行可能にするためには

規制対象車を都内で走行させるためには、知事が指定する粒子状物質減少装置の装着が必要です。装置は、粒子状物質の減少割合ごとに設定した性能の区分に基づき5つのカテゴリーに分類されています。**ただし、カテゴリー 1、2 の装置では都の排出基準を満たすことができません。**

また、長期規制対象車（国の平成 9、10、11 年規制基準を満たした車）の中には、粒子状物質減少装置の装着が必要ないものも存在します。詳細については、都のディーゼル車規制相談窓口（電話：03-5388-3528）までお問合せください。

カテゴリーの説明

規制年	自動車の区分		
	平成元年、2年規制適合車以前	短期規制車 (平成5、6年規制適合車)	長期規制車 (平成9、10、11年規制適合車)
型式	K-, N-, P-, S-, U-, W-	KA-, KB-, KC-	KE-, KF-, KG-, KJ-, KK-, KL-, HA-, HB-, HC-, HE-, HF-, HM-
規制	カテゴリー1 ↓ 60%以上減少	カテゴリー2 ↓ 30%以上減少	カテゴリー3 ↓ 70%以上減少
	カテゴリー4 ↓ 40%以上減少	カテゴリー5 ↓ 30%以上減少	特定の自動車 ↓

*カテゴリー 1、2 の装置は、現在は適合となりません。

カテゴリー1	平成元年規制以前の車両（型式K-, N-等）を条例の平成15年施行基準に適合させる装置 現在は装着しても都の規制基準を満たすことができません。
カテゴリー2	平成5、6年規制適合車（型式KA-, KB-等）を条例の平成15年施行基準に適合させる装置 現在は装着しても都の規制基準を満たすことができません。
カテゴリー3	平成元年規制以前の車両を条例の平成15年施行基準及び平成18年施行基準に適合させる装置
カテゴリー4	平成5、6年規制適合車を条例の平成15年施行基準及び平成18年施行基準に適合させる装置
カテゴリー5	平成9、10、11年規制適合車（型式KK-, KL-等）を平成18年施行基準に適合させる装置
その他 (特定の自動車用の装置)	自動車の特定の型式に対して製造された粒子状物質減少装置があり、新車の初度登録がされるまでに装置を装着した自動車が存在します。

粒子状物質減少装置の装着車には、証明書の携帯とステッカーの貼付



九都県市指定 PM 減少装置ステッカー

粒子状物質減少装置を普及し、ディーゼル車走行規制の指導に活用するため、粒子状物質減少装置を装着した車両には、装置メーカー等から装着証明書が交付されますので、車の使用時に必ず携帯してください。

また、九都県市指定の粒子状物質減少装置を装着している車両にはステッカーを貼ることとしています。

なお、平成18年（2006年）からの規制基準に適合している場合はステッカーに「H17」と記載されています。

条例と法律による規制について

都内におけるディーゼル車については、東京都条例に基づく走行規制だけでなく、国の「自動車NOx・PM法（※）」に基づく車種規制が適用されています。そして、両制度の規制内容の違いにより、**国の車種規制基準に適合し、登録可能な車両（自動車NOx・PM法適合車）であっても都の走行規制基準を満たさない車両が存在します。**両制度の相違点については、下図をご参照ください。

また、ディーゼル車を対象とした走行及び流入規制に関しては、都だけでなく他の一部自治体においても実施されています。

※「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」

東京都の「環境確保条例（ディーゼル車規制部分）」と
国の「自動車NOx・PM法（車種規制部分）」の主な相違点

	環境確保条例（東京都）	自動車NOx・PM法（国）
規制物質	PM（粒子状物質）	NOx（窒素酸化物）、PM（粒子状物質）
規制の内容	排出基準を満たさないディーゼル車の都内走行禁止	排出基準を満たしていない車は、対策地域内では新規登録・移転登録できない。
対象車	東京都内を走行する自動車	対策地域に使用の本拠の位置を有する自動車
対象地域	島しょを除く都内全域（23区・多摩地区）	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の一部地域
対象となる車種	ナンバーが1-、2-、4-、6-、8-のディーゼル車（貨物、乗合（バス等）、特種用途車両（冷蔵冷凍車等））及び5-、7-ナンバーの乗合ディーゼル車 ※8ナンバーの特種用途のうち、乗用車をベースに改造したものは対象外	ディーゼル乗用車及び貨物、乗合、特種用途車両（燃料の種別を問わない。）
規制に適合させる規定上の手法	知事が指定した粒子状物質減少装置の装着	国が優良と評価したNOx・PM低減装置の装着等
罰則等	運行責任者に対する運行禁止命令の発出 命令に従わない場合は、違反者の公表・50万円以下の罰金	車検不交付（道路運送車両法第58条） 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

※自動車NOx・PM法の詳細については、お近くの運輸支局、又は自動車検査登録事務所（車検場）にお問い合わせください。

よくある質問

Q.1 車検証を確認したら、備考欄に「使用車種規制（NOx・PM）適合」と書いてあるけれど、この車だったら都内を走行しても大丈夫？

⇒車検証に「使用車種規制（NOx・PM）適合」の記載がある車でも、都の走行規制基準を満たさない車が存在します。詳細については、都のディーゼル車規制相談窓口までお問合せください。

Q.2 都外で登録されている車で、都内を通過して別の県に行きたいのだけれど、その場合でも都の環境確保条例の規制の対象になるの？

⇒環境確保条例では、基準を満たさない車の都内での運行を禁止しています。したがって、都外で登録されている車が都内の道路を通過するだけの場合であっても規制の対象となります。

自動車Gメンの活動

平成13年(2001年)4月に、自動車公害監察員(自動車Gメン)を設置しました。条例の遵守を確保するため、日々、巡回及び検査・指導等を実施しています。

- 1 事業所、自動車や建設作業機械等が使用される場所、路上等において、検査・指導等を行います。(第152条)
- 2 自動車若しくは建設作業機械等で使用されている燃料又は建設作業機械等の用途で使用されている燃料について、抜き取り検査を行います。(第61条)



条例違反には

立入検査を拒み、妨げ又は忌避した場合は、罰則(15万円以下の罰金)を受けることがあります。(第161条)

低公害・低燃費車の導入義務

第35条

環境確保条例第35条では、都内で自動車を使用する事業者に対し、低公害・低燃費車の導入義務を定めています。

対象者

都内で200台以上の自動車を使用する事業者

※都内に複数の事業所を有する事業者は、全ての使用台数で判断します。

義務内容①【特定低公害・低燃費車の導入】

使用する自動車のうち、**特定低公害・低燃費車を30%以上導入（換算後）**してください。

○対象となる自動車

道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車（それぞれ二輪車と被けん引自動車を除く。以下「普通自動車等」と表記します。）

義務内容②【乗用車における非ガソリン車の導入】

使用する自動車の中でも**乗用車においては、特定低公害・低燃費車の要件に該当する非ガソリン車を20%以上導入（換算後）**してください。

○対象となる乗用車

普通自動車等のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（これを改造して特種の用途に供するものも含む。）とし、軽自動車は除きます。

達成期限

令和9年(2027年)3月31日

条例違反の場合

特定低公害・低燃費車及び乗用車における非ガソリン車の導入を怠り、達成期限までに導入義務率を達成できない事業者に対して、必要な措置をとるよう勧告します。(第36条)

勧告に
従わない場合

違反者を公表します。

(第156条1項)

■ 特定低公害・低燃費車の該当要件

義務達成に向け導入する「特定低公害・低燃費車」は、都が定める要件に合致する環境性能が高い普通自動車等です。

以下、乗用車及びディーゼル重量車についての該当要件を例示します。

○乗用車

自動車の種類	上段：排出ガス基準 下段：燃費基準
1 燃料電池自動車(FCV) 及び電気自動車(EV)	— —
2 プラグインハイブリッド自動車(PHV)	平成17年基準排出ガス75%以上低減 —
	平成30年基準排出ガス75%以上低減 —
3 「1及び2以外の乗用車(ガソリン又は 液化石油ガスを燃料とするもの)」	平成17年基準排出ガス75%以上低減 令和2年度燃費基準20%向上以上達成
	平成30年基準排出ガス75%以上低減 令和2年度燃費基準20%向上以上達成

○車両総重量3.5トン超の乗合自動車及び貨物自動車(軽油を燃料とするもの)

車両総重量	上段：排出ガス基準 下段：燃費基準
3.5tを超え7.5t以下のもの	平成22年基準排出ガス窒素酸化物10%以上低減及び粒子状物質30%以上低減 平成27年度燃費基準10%向上以上達成
	平成28年基準適合 平成27年度燃費基準10%向上以上達成
7.5tを超え12t以下のもの	平成22年基準排出ガス窒素酸化物10%以上低減及び粒子状物質30%以上低減 平成27年度燃費基準5%向上以上達成
	平成28年基準適合 平成27年度燃費基準5%向上以上達成
12tを超えるもの	平成21年基準排出ガス窒素酸化物10%以上低減及び粒子状物質30%以上低減 平成27年度燃費基準5%向上以上達成
	平成28年基準適合 平成27年度燃費基準5%向上以上達成

該当要件は国の排出ガス基準及び燃費基準をベースに設定しています。

詳細は、環境確保条例第35条に規定する「知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」(別表)をご覧ください。「特定低公害・低燃費車」の一覧も、東京都環境局ホームページでご覧になれます。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>

■ 乗用車における非ガソリン車の該当要件

義務達成に向けて導入する「非ガソリン車」は「特定低公害・低燃費車」の該当要件に合致する燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)及びハイブリッド自動車(HV)です。

■ 特定低公害・低燃費車導入率の算定方法

達成すべき導入率(30%以上)は、表1の換算率により算定します。

表1 特定低公害・低燃費車の換算率(自動車の種類毎)

自動車の種類	換算率
燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)	3
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	2
特定低公害・低燃費車(EV、FCV、PHV以外)	1

○導入率の計算式

$$\text{導入率 (\%)} = \frac{(\text{自動車の種類ごとの使用台数} \times \text{換算率}) \text{の合計}}{\text{総使用台数}} \times 100$$

【計算例】

総数250台の自動車を使用している場合

(自動車の種類の内訳)

電気自動車(EV)：3台 燃料電池自動車(FCV)：2台 プラグインハイブリッド車(PHV)：1台

上記以外の特定低公害・低燃費車：70台 特定低公害・低燃費車以外の自動車：174台

⇒3台×3(表1の換算率) + 2台×3(同) + 1台×2(同) + 70台 = 87台

導入率：87台÷250台(総使用台数)×100=34.8% **義務達成**

■ 乗用車における非ガソリン車導入率の算定方法

達成すべき導入率(20%以上)は、表2の換算率により算定します。

表2 乗用車における非ガソリン車の換算率(自動車の種類毎)

自動車の種類	換算率
燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)	2
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	2
ハイブリッド自動車(HV)	1

乗用車(軽自動車)は対象となりませんのでご注意ください。

○導入率の計算式

$$\text{導入率(\%)} = \frac{(\text{自動車の種類ごとの使用台数} \times \text{換算率}) \text{の合計}}{\text{乗用車(小型自動車、普通自動車)の総使用台数}} \times 100$$

【計算例】

総数 230 台の自動車を使用している場合

(自動車の種類の内訳)

乗用車(小型自動車、普通乗用車)：120台 乗用車(軽自動車)：30台 貨物車：80台

(乗用車(小型自動車、普通乗用車)の内訳)

電気自動車(EV)：3台 燃料電池自動車(FCV)：2台 プラグインハイブリッド自動車(PHV)：1台

ハイブリッド自動車(HV)：15台

上記以外の特定低公害・低燃費車：10台 特定低公害・低燃費車以外の自動車：89台

⇒3台×2(表2の換算率) + 2台×2(同) + 1台×2(同) + 15台 = 27台

導入率：27台÷120台(乗用車(小型自動車、普通自動車)の総使用台数)×100=22.5% **義務達成**

導入率の算定の具体例

《ケース1》

A社は都内で200台のタクシー（乗用車（普通自動車））を使用しているタクシー事業者で、タクシー以外の車両は使用していない。車両の内訳は、ハイブリッド自動車とガソリン車それぞれ100台である。その内、ハイブリッド自動車は100台中50台、ガソリン車は100台中10台が特定低公害・低燃費車に該当していた。

①特定低公害・低燃費車の導入率は…

200台の内、ハイブリッド自動車50台とガソリン車10台が特定低公害・低燃費車なので、導入率は
 $(50+10) \text{台} \div 200 \text{台} \times 100 = 30 \rightarrow \mathbf{30\%}$

②乗用車における非ガソリン車の導入率は…

義務対象となる車両は乗用車（小型自動車、普通自動車）なので、200台。

その内、特定低公害・低燃費車に該当する非ガソリン車（電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車）が導入率に加算される。

200台の内、特定低公害・低燃費車に該当するハイブリッド自動車は50台なので、導入率は
 $50 \text{台} \div 200 \text{台} \times 100 = 25 \rightarrow \mathbf{25\%}$



A社の導入率は… 特定低公害・低燃費車 : **30%(義務達成)**
 乗用車における非ガソリン車 : **25%(義務達成)**

《ケース2》

B社は都内で250台の車両を使用している運送会社。車両の内訳は、配送用トラック200台と社用車50台（乗用車（小型自動車、普通自動車）30台、乗用車（軽自動車）20台）である。車両に関するより詳細な情報は、以下の通りである。

車種	燃料	特定低公害・低燃費車への該当可否	台数
トラック…200台	ハイブリッド	特定低公害・低燃費車	19
		特定低公害・低燃費車に該当しない車	1
	ディーゼル	特定低公害・低燃費車	25
		特定低公害・低燃費車に該当しない車	155
乗用車（小型自動車、普通自動車）…30台	電気	特定低公害・低燃費車	4
		特定低公害・低燃費車	6
	ハイブリッド	特定低公害・低燃費車に該当しない車	3
		特定低公害・低燃費車	2
	ガソリン	特定低公害・低燃費車	15
		特定低公害・低燃費車に該当しない車	9
乗用車（軽自動車）…20台	ハイブリッド	特定低公害・低燃費車	9
		特定低公害・低燃費車に該当しない車	11
計			250

①特定低公害・低燃費車の導入率は…

義務対象となる車両はトラックや軽自動車も含まれるので、計 250 台。

その内、電気自動車は 1 台当たり 3 台分の換算となるので…

$\{19 \text{台} + 25 \text{台} + \underbrace{(4 \text{台} \times 3)}_{\text{電気自動車}} + 6 \text{台} + 2 \text{台} + 9 \text{台}\} \div 250 \text{台} \times 100 = 29.2 \rightarrow \mathbf{29.2\%}$

②乗用車における非ガソリン車の導入率は…

義務対象となる車両は、赤枠内の乗用車（小型自動車、普通自動車）のみであり、トラックや軽自動車は含まれないので、計 30 台。

その内、特定低公害・低燃費車に該当する非ガソリン車が導入率に加算される。

そして、電気自動車は 1 台当たり 2 台分の換算となるので…

$\{(4 \text{台} \times 2) + 6 \text{台}\} \div 30 \text{台} \times 100 = 46.66 \dots \rightarrow \mathbf{46.7\%}$
電気自動車



B社の導入率は… 特定低公害・低燃費車 : **29.2%(義務未達成)**
 乗用車における非ガソリン車 : **46.7%(義務達成)**

自動車環境管理計画書の提出

第28条

特定事業者※は、自動車使用による環境への負荷を低減させるため、低公害・低燃費車の導入、エコドライブ及び自動車の使用の合理化の措置等に関する計画を記載した自動車環境管理計画書を作成し、提出することが義務付けられています。

※特定事業者とは

都内（島しょを除く。）に事業所があり、30 台以上の自動車を使用する事業者です。

★本社が都外にあっても、都内にある事業所で30 台以上使用していれば対象になります。

★自動車の台数には、普通自動車、小型・軽自動車（二輪車を除く。）、大型特殊自動車、小型特殊自動車が含まれます。

★複数の事業所を有する場合でも、法人単位で1事業者です。

義務の内容

特定事業者は、自発的な環境配慮行動などを記載した自動車環境管理計画書を提出すること。

計画期間

令和4年(2022年)度から始まる
5箇年度

提出日

特定事業者に該当することとなった日
または計画期間が満了した日から
3月以内

提出先

東京都環境局
環境改善部 自動車環境課

実績報告書

自動車環境管理計画書に対する毎年度の実績報告書を、当該年度の翌年度5月末日までに提出することが義務付けられています。（第29条）

◆ 計画書・実績報告書の様式は、環境局ホームページ
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/newplan/newplan.html>
でもご覧になれます

条例違反には

自動車環境管理計画書等を正当な理由なく提出しない者など義務違反者に対して、必要に応じて勧告を行います。

勧告に従わないときには、違反者の公表や罰則（千円以上1万円未満の科料）を受けることがあります。

自動車環境管理計画書

及び実績報告書の主な内容

1. 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標の設定
2. 特定低公害・低燃費車及び非ガソリン車の導入の取組
3. エコドライブの取組
4. 自動車の使用の合理化の取組

○計画書・実績報告書の作成は、事前に点検表を作成し、その内容を踏まえて行うものとします。
（計画書・実績報告書は、点検表を添えて提出してください。）

★自動車環境管理者の選任も必要です。（第33条）

自動車もたらす環境への負荷を低減するためには、自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握や自動車の運行等に従事する者への指導・監督などが必要です。そのため、特定事業者は「自動車環境管理者」を選任し、又は変更した場合には、知事に届け出ることを義務付けています。

■ エコドライブ及び自動車使用合理化の手法

東京都では、自動車に係る温室効果ガス等の削減を進めるため、自動車の合理化対策を進める事業者の自主的な取り組みを推進しています。そして、事業者が実施できる取組に関する目安の一つとして、エコドライブ及び自動車使用の合理化の手法を定めています。自動車環境管理計画書制度においては、これらの取組についても計画を策定し、実施状況について報告する必要があります。

(1) エコドライブの手法

＜東京都自動車環境管理指針別表第2より＞

大分類	小分類	内容
エコドライブに関する対策	適正運転の実施	燃費の記録管理
		燃費に関する定量的目標の設定
		エコドライブマニュアルの作成・配布
		エコドライブに関する教育・訓練の実施
		エコドライブの実施（空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減、冷蔵冷凍車の場合は荷室温度の適正化等）
		駐停車時のアイドリング・ストップの徹底
		優良ドライバーの表彰等
	機器の導入	エコドライブ装置の装着・装置搭載車の導入
		デジタル式運行記録計やテレマティクス等の導入・活用
		エコタイヤ（省燃費タイヤ）の導入
		アイドリング・ストップ装置搭載車の導入
		エア・ヒーター、蓄熱マット、蓄冷式クーラー又はエア・ディフレクタの導入
		外部電源による冷蔵等貨物室の空調管理を可能とする装置の導入
	車両の維持管理	日常点検・整備マニュアルの作成・配布
		日常点検・整備に関する教育・訓練の実施
		日々の始業時点検・定期点検の完全実施
		エアークリーナーの定期的な点検
		運転日報の作成

(2) 自動車使用合理化の手法

大分類	小分類	内容
車両の有効利用の促進	共同輸配送の促進	物資の集荷・仕分け・配送等の業務の共同化（積載効率・輸送効率の向上及び輸送距離・使用車両の削減）
	輸送能力の有効活用	効率的な輸配送推進のための大型車両の導入
		輸送ロットの平準化による輸送能力の効率的な活用
	帰り荷の確保	往復での荷物の確保（空車の削減）
	時間指定の改善	時間指定配送の弾力化の要請
	受注時間と配送時間のルール化	受注時間と配送時間の設定（ルール化）
		緊急配送をできるだけ避ける（随時配送の廃止）
	検品の簡略化	検品レスやルーチン化による時間の短縮
	小口貨物の配送（宅配便等）における再配達の削減	消費者等による配達予定日時、配達場所の指定、置き配等の実施
	道路混雑時の輸配送の見直し等	朝夕ラッシュ時の配送を昼間配送に振替
		積載効率が低い土曜日・日曜日の車両使用の削減
	パレット・荷姿・伝票等の標準化	車両への積載効率向上のため、パレット、梱包サイズ、伝票等を標準化
	商品の標準化等	積み合わせを容易にするため商品荷姿を標準化
	回送の削減	回送運行距離を最小限にするような車両の運用

＜次ページに続く＞

(2)自動車使用合理化の手法(続き)

大分類	内容
自営転換	自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送への転換
モーダルシフトの推進	鉄道輸送の活用 運搬用自転車・二輪車等の活用 海運等の活用
自動車使用の抑制	鉄道、バス等の公共交通機関の利用 自転車シェアリングサービスの利用促進 マイカー通勤の抑制(環境配慮と感染症対策等のバランスの確保) カーシェアリングの利用促進 通勤用巡回バスの整備 テレワークやリモート会議の推進 事業用自動車の自宅持ち帰りの抑制
情報化の推進	交通需要のモード選択におけるアプリなどの活用 配車システムの導入・拡大 求貨求車システムや車両荷室の空き状況と貨物のマッチングシステム等の活用 VICS(道路交通情報通信システム)搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避 ETC(無線通信を利用して有料道路の通行料金支払いを行うシステム)の導入 駐車スペース、接車バース等の予約システムの活用 荷室の空き状況をリアルタイムで把握するシステムの活用
物流拠点や車両待機場所の整備等による環境への配慮	物流拠点への集約による輸送の効率化 荷さばき場、駐停車場所、運転手控室等の整備 荷待ち時等における路上駐停車の自粛 共同荷捌き場や大型ビルの館内配送の利用
環境マネジメントシステム等	ISO14001の認証を取得 エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得 グリーン経営認証の取得 東京都貨物輸送評価制度の評価を取得 グリーン・エコプロジェクトへの参加 環境報告書の作成 ZEV(電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車)を導入している事業者を優先して活用 東京都貨物輸送評価制度で評価を受けている輸送事業者の活用 SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた積極的取組

アイドリング・ストップの遵守

第52～54条

大気汚染や地球温暖化を防止するため、自動車等を駐停車したときは、エンジンを停止することが義務付けられています。

対象地域

都内全域

義務の内容

1 運転者の義務(第52条)

自動車等を駐車又は停車したときは、エンジンを停止する（アイドリング・ストップ）義務があります。原動機付自転車も対象です。



★条例上、アイドリング・ストップ義務の対象から除外される場合

- 1 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
- 2 交通の混雑などにより停止する場合
- 3 人の乗降のために停止する場合
- 4 冷凍車、医療用車、清掃車などの動力としてエンジンを使用する場合
- 5 緊急自動車が用務のために使用している場合

など

2 事業者の義務(第53条)

管理する自動車等の運転者にアイドリング・ストップを遵守させるため、適切な措置を行う義務があります。自動車等の台数には関係ありません。

（例：研修、朝礼での確認、アイドリング・ストップロープの着用など）

3 20台以上収容できる駐車場の設置者及び管理者の義務(第54条)

駐車場の利用者に対して、看板の掲示などによりアイドリング・ストップの周知をする義務があります。（「記載例」参照）

提示する内容には次の二つの事項を入れてください。

- ① 条例で義務付けられていること
- ② アイドリング・ストップの実行

条例違反には

義務違反者に対して必要な措置をとることを勧告します。

勧告に従わないときには、違反者の公表を受けることがあります。

東京都の条例で
駐停車中のアイドリングは
禁止されています。
駐停車中は
エンジンを止めてください。

記載例

粒子状物質等を増大させる燃料の使用禁止 第57条 販売禁止 第59条

自動車や建設作業機械などは、使用する燃料によって排出ガスの性状が変化することがあります。粒子状物質などの大気汚染物質の排出量を増大させないため、燃料の使用や販売に関する規制を定めています。

義務の内容

重油や、軽油に重油を混和した燃料などを

- 1 自動車や建設作業機械などの燃料として使用することを禁止します。
「義務を負う者」運行責任者や建設作業機械などを使用する事業者
- 2 建設作業機械などの燃料として販売することを禁止します。
「義務を負う者」建設作業機械等用燃料の販売者

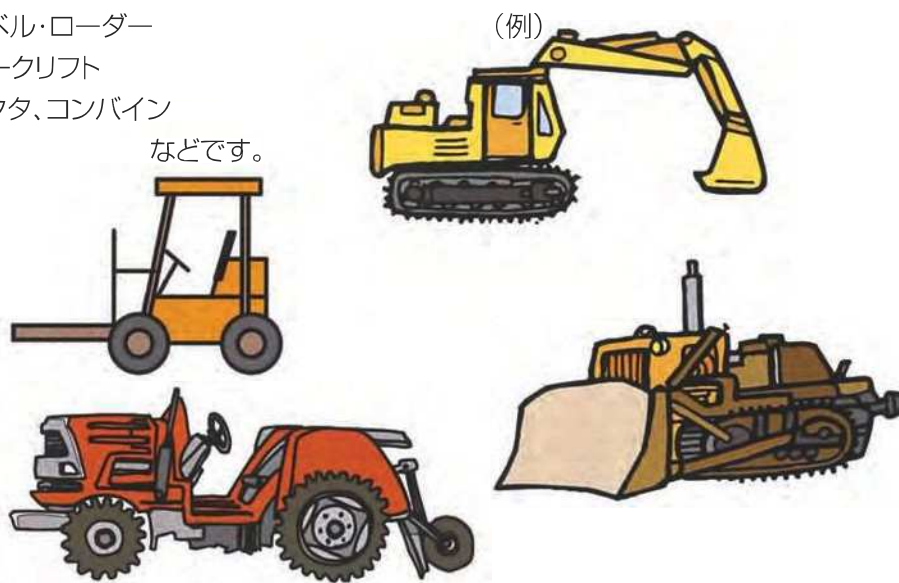
対象地域

都内全域（島しょを除く。）

建設作業機械とは

建設機械	ブルドーザー ショベル・ローダー
産業機械	フォークリフト
農業機械	トラクタ、コンバイン

などです。



条例違反には

違反すると認めるときは、使用禁止命令又は販売禁止命令を出します。
命令に従わないときには、違反者の公表、罰則（50万円以下の罰金）を受けることがあります。

オフロード法による使用の制限

特定特殊自動車（ブルドーザー等の公道を走行しない特殊自動車）の使用者は、「排出ガス基準適合車」又は「少数特例基準適合車」の表示が付された車両を使用することが義務付けられています。

平成29年（2017年）4月より、オフロード法に係る一部事務が国から都道府県に移管されました。

オフロード法の詳細 https://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html（環境省HP）

自動車販売者による環境情報の説明 第47条

都内の自動車販売者は、新車を購入しようとする者に対し、排出ガス量等の環境情報を説明することが義務付けられています。

販売者の義務

- 1 新車に関する環境情報を記載した書面等を購入予定者が閲覧できるよう、常に販売店に備え置く。
- 2 環境情報を記載した書面を購入予定者へ交付し、説明する。



環境情報とは

項 目	
1	条例で定める「粒子状物質排出基準の遵守等」、「低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務」その他の事項
2	排出ガスの量〔一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)など〕
3	騒音の大きさ
4	燃費性能
5	燃料の種別
6	二酸化炭素の排出量
7	カーエアコン用フロン冷媒が地球環境に与える影響 (フロンの種類、封入量、地球温暖化係数)

条例違反には

違反していると認めるときは、自動車販売者に対して必要な措置をとることを勧告します。
勧告に従わないときには、違反者の公表を受けることがあります。

新車を購入する方へ

新車を購入する際は、販売店等から条例に定める規制内容などに関する説明を受け、より低公害・低燃費な自動車の使用をお願いします。

条例に規定されている努力義務

～自動車等に関わる方々に心がけていただくこと～

自動車等を使用しているすべての方へ

自動車等を使用している方は、公共交通機関への利用転換などにより、使用の抑制に努めてください。

また、自動車等を使用する際は、低公害・低燃費車や低騒音車を用いること、自動車等を適正に整備し、適切に運転することで、排出ガスや温室効果ガス、騒音・振動を最小限にとどめるように努めてください。 —

第33の2・34・43・51の2・63・64条

自動車等に関わる事業を営む方へ

◎冷蔵等が必要な荷物の積卸しをする施設の設置者の方は、保冷車が冷蔵機能等を維持するために行うアイドリングを避けるため、施設に外部電源設備を設置するように努めてください。

第55条

◎自動車製造事業者の方は、低公害・低燃費車や低騒音車を開発するように努めてください。

第45・65条

◎自動車整備事業者の方は、整備の際、排出ガスや騒音を低減させる装置を点検し、その結果を整備依頼者に説明するとともに、その適正な管理について助言を行うように努めてください。

第49・67条

◎自動車等を販売する事業者の方は、低騒音車の普及又は利用の促進に努めるとともに、購入予定者に対して、騒音を低減させるため、その適正な管理について助言を行うように努めてください。

第66条

～建設作業機械等に関わる方々に心がけていただくこと～

建設作業機械等を使用しているすべての方へ

ブルドーザーなどの建設機械やフォークリフトなどの産業機械、トラクターなどの農業機械を使用する方は、これらの機械を使用する際、排出ガスや温室効果ガスの排出量を可能な限り減少させるように努めてください。

第44条

東京都の各種補助・あっせん制度

都では、低公害・低燃費車への買換えその他について、各種補助金や融資あっせんなどの制度を用意しています。補助内容や受付期間など詳細については、以下の窓口及びホームページ等をご確認ください。

■ お問合せ窓口

お問合せ内容	連絡先
・ ZEV(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)) ・ 次世代タクシー ・ ハイブリッドバス ・ ハイブリッドトラック ・ ハイブリッド塵芥車 の導入促進に関するお問合せ	公益財団法人 東京都環境公社 温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/ 電話:03-5990-5068
・ 自動車の充電設備の導入促進に関するお問合せ	公益財団法人 東京都環境公社 温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/ 電話:03-5990-5218(戸建住宅用) 03-5990-5159(戸建住宅以外)
・ 圧縮天然ガス(CNG)自動車の導入促進 ・ 低公害・低燃費車の買い替え時の融資あっせんに関するお問合せ	東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 低公害化支援担当 電話:03-5388-3535

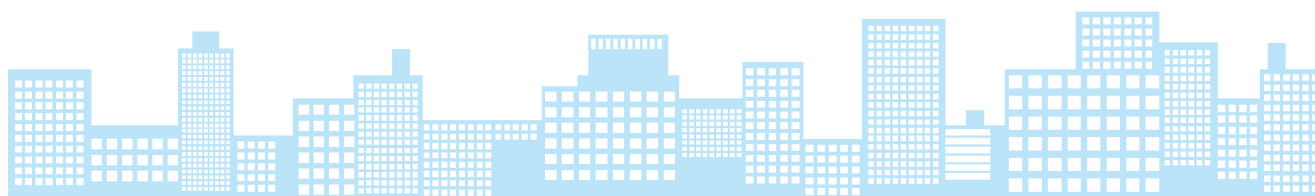
■ ホームページ・パンフレット

『エコサポート環境関連の東京都補助金・支援策ガイド』(パンフレット)

都の実施している補助金や支援策について紹介するパンフレットです。

パンフレットの内容については、下記ホームページからも参照できます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/eco_support/index.html



【問合せ先】

東京都環境局ホームページ <https://www.kankyo.metro.tg.jp/>

◇ディーゼル車規制に関するお問合せ

ディーゼル車規制相談窓口 電話：03-5388-3528

◇粒子状物質減少装置（酸化触媒等）の性能及び指定に関するお問合せ

東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 自動車技術担当 電話：03-5388-3497

◇自動車環境管理計画書に関するお問合せ

自動車環境管理計画書相談窓口

電話：03-5321-1111 内線：67-595,596



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和5年1月発行
東京都環境局環境改善部自動車環境課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁第二本庁舎20階中央
TEL:03-5388-3519
登録番号74号 環境資料第34061号